**東京「君が代」裁判原告団規約**

１．名称

本原告団は、東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟原告団（略称：東京「君が代」裁判原告団）と称する。

２．目的・活動

①本原告団は、東京「君が代」裁判の勝利と、「日の丸・君が代」処分の撤回を目的とする。

②本原告団は、上記の目的を達成するために必要な活動行う。

３．構成等

　　本原告団は、東京「君が代」裁判の原告をもって構成される。

４．原告団総会

①原告団の意志決定は、原告団総会にて行う。

②原告団総会は原告により構成され年に１回開催する。他に必要に応じて臨時総会を開くことができる。

③原告総会の開催は、事務局が発案し定足数は特に定めない。ただし、原告への周知を前提とする。

５．事務局

①原告団の事務局は、「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会の事務局をもって当てる。

②原告団の代表および事務局長は、原告団総会での承認を必要とする。

③事務局員は事務局で承認し、直近の原告団総会で確認する。

６．財政

裁判の費用および原告団経費は、「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会の会費、特別協力会員費、弁護費用およびカンパなどによってまかなう。

７．この規約の変更又は改廃は原告団総会によって決定する。

８．この規約は２００７年１０月１３日から発効する。

（附則）

２０１２年１０月６日　一部改正